

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

9

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

一般廃棄物(屎尿)の処理手数料徴収を委託した場合における制限の緩和

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

一般廃棄物(屎尿)の収集運搬等を委託する場合に、収集作業に直接従事した者が手数料の徴収も行えるようにすること。

具体的な支障事例

一般廃棄物(屎尿)の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。このため、現在一部地区を除き徴収業務は委託せず市自らが納付書を送付し払い込ませる方法で手数料を徴収しているが、収集から請求までの時間が空くこと、また利用者と請求者(市)が直接対面しないことで支払に対する義務感が薄くなりがちであり、このことが未収金発生要因のひとつになっている。

また、徴収業務を委託している地区においても、収集作業と徴収業務は別途人件費や交通費を積算する必要があり、経費が高くなる。

なお、収集時の手数料の徴収の禁止は、手数料の不正徴収を予防するためと承知しているが、現在、民間業者の中で屎尿回収の自動計量システムにより不正徴収できない仕組みの導入例があり、技術的に解決できると考えられる。また、私人による公金の取扱いが拡大している中、直接徴収を禁止する必要性がないものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

実際に各世帯に赴いて収集を行う者が徴収も行うことで、収納率の向上が見込まれる。また、委託料の減が見込まれる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

延岡市

〇本市では、一般廃棄物(し尿)の収集運搬委託を民間に委託しており、一部地域で証紙券による手数料の徴収を行っているが、現在の法律では、作業員が収集現場で証紙券を販売し、徴収することができないため、別途、集金人による手数料の徴収を行っている。そのため、業務の非効率性、当日の手数料徴収率の低下、集金人を含む委託料の増加など、負の要素が多い。以上のことから、作業員による手数料の直接徴収の禁止についての緩和を求める。

○一般廃棄物の収集業務を受託している民間業者においては、収集作業に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができない。特に、飼育動物(ペット)の死体回収を民間委託する場合、死体回収の手数料の徴収までを行わせることが困難であり、民間委託を進める上での障害のひとつとなっている。また、当該手数料が事後徴収になることにより、手数料の未納額が発生することが予想される。このため、滞納対策の一環として、また受益者負担の公平性を担保する観点から、処理券方式による手数料の前納制も考えられるが、前納制の実施には、多額の経費支出が見込まれる。そこで、収集運搬業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収することができれば、滞納問題が解決するほか、収集運搬事務と手数料徴収事務を一本化することによる業務の効率化を図ることができる。しかし、こうした行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第6号の「一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」に抵触するおそれがある。ついては、収集運搬業務に直接従事する者が、収集時に手数料を徴収できるよう法令の見直しを求める。

各府省からの第1次回答

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第6号において、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する基準として、「一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。」を定めている趣旨は、収集業務の従事者とその手数料を徴収する者が同一となることにより、不正の温床となるおそれがあるため、これを禁じることで、手数料の不適正な徴収を防止し、一般廃棄物処理業務の信頼性を確保することにあり、この制度趣旨に照らせば同号の見直しは困難である。

○なお、手数料の未払い対策や徴収の効率化については、チケットによる先払い制を導入している市町村があり、当該制度により対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料の額を操作できないシステムを導入するなどの不適正な徴収が生じない手段を講じることを委託の相手方の条件とすることで、不正の温床となる懸念は払しょくできるものと考えている。

○また、先払いチケット制については、収集量に応じて手数料の額が決定する従量制の場合は、導入が困難である。

○仮にチケット購入世帯だけを対象にし尿を収集した場合、未収金の発生は抑制されるが、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・処分を行うという市町村の責務が果たせなくなる恐れがある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

○し尿処理手数料の回収方法は、従量制、回数制、定額制(人頭制)等、市町村の判断によるところ、従量制を採用するのであれば、口座振替方式や需要に応じたチケット制により、未収金対策を行っている例が既にあり、本制度の見直しは不要である。

○し尿収集業務は、市町村から受託した事業者が、住民の生活に必要な公共性の高い役務を住民の住居に赴いて提供するものである。公ではない場所において、役務の提供と役務の対価に係る計量及び手数料徴収を同一の事業者が行うことになった場合、どのようなシステムを導入したとしても不正が行われる可能性を完全には排除することはできないこと、また、当該事業者・住民間での不正にとどまらず、これ以外の第三者によるし尿収集業務や一般廃棄物収集業務の手数料徴収と称した詐欺等の犯罪を各地で誘発する可能性も否定できないことから、結果として、し尿収集業務の不信感や廃棄物行政全般に対する不信感を抱かせ、ひいては

廃棄物の適正処理に支障を来すおそれがある。

○また、し尿収集業務は、適正実施が継続的かつ安定的に確保されることが特に必要であるが、事業者と住民の間で行われる金銭的なやり取りに起因するトラブルが発生した場合、当該業務が滞り、周辺的生活環境や公衆衛生に悪影響を及ぼす事態となるおそれがあるため、円滑な遂行に支障を及ぼす可能性のある業務を付帯することは適当ではない。さらに、廃棄物処理法において、市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬及び処分しなければならないと規定していることとの関係において、齟齬を来すおそれもある。なお、当該一般廃棄物の処理に係る市町村の責任に鑑み、し尿収集業務に係る手数料の未収金等の問題の如何に関わらず、市町村はし尿について適正に処理を行う必要がある。

○以上のような理由により、本制度の見直しは困難である。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

重点事項通番:37

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

土壤汚染のおそれがない土地の改変などに関し、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務の廃止

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条第1項の運用において、通常、人が踏み入らない土地又は汚染のないことが明らかになっている土地における土地の形質変更など、人の健康を保護する上で影響を及ぼすことのない行為は届出不要とすること。

具体的には、法施行規則で定める届出不要な行為として保安林内で行われる治山工事や、環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地における工場の建設等に伴う土地の改変などは、届出が不要な行為として支障ないとする。

具体的な支障事例

同項の規定に基づき、3,000 m²以上の土地の形質変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに都道府県知事への届出が義務づけられている。

同項の規定に基づく届出は、「農業を営むために通常行われている行為」「林業の用に供する作業用路網の整備」等の例外が規定されている。

一方、例えば、保安林で行われる治山工事などは人が踏み入らない山間部の奥地であるため、そもそも土壤汚染のおそれが極めて低いと考えるが、現行制度では届出が必要となっており、治山工事の速やかな実施の支障となっている。

また、環境影響評価法等に基づく調査が行われている場合、土壤汚染対策法施行前に土地取引等に基づき任意調査を実施している場合、土砂条例に基づき安全確認調査を行っている場合など、既存の知見により汚染のないことが確認されている土地についても届出は不要であるとするが、工場の建設等による土地の改変にあたって届出が必要となっており、企業の事業活動の支障になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法の目的は、土壤汚染対策により国民の健康を保護することであるが、健康への影響が生じる蓋然性が認められない行為に対して規制を緩和することにより、森林の公益的機能の速やかな向上及び企業活動の活性化につながることを期待される。

なお、「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」において、「都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべき」とされている。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、八尾市、高松市、熊本市

○土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出義務については、3,000 m²以上の土地の形質変更という条件は過大ではないかと考える。林道整備等による届出を受理しているが、公共工事等においては、発生残土処理については汚染の拡散は発生しにくい状態であるため、届出義務の必要性は低いと考えられる。届出義務の要件として、発生残土の処分方法も含めたものとするのが現実的であると考えられる。

○通常、土壤汚染が考えられない治山工事等に係る届出が多く、そのような場合は、特に届出がなくとも支障がないと考える。なお、国においても、効率的に調査する観点から、届出対象外について、検討されていると承知している。

○山間地（保安林）の公示で同項に基づく届出が提出されているが、有害物質の資料履歴は考えにくく、土壤汚染のおそれが極めて低いと思われるため、届出不要としても支障はないと考える。

○山間部で過去に土地の利用が全くないような場合や環境影響評価法に基づく調査が実施されている場合等は、汚染のないことが確認されているため、届出の必要性は低いものとする。

○土地の形質変更を行う面積が3000 m²を超える場合、山林や農地等、土壤汚染の恐れが極めて低い土地であっても、届出が義務付けされており、開発行為等の際に支障となっている。

○中央環境審議会の平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」にもあったように、全国の土壤汚染対策法第4条の届出件数中、調査命令が発出された割合は2%程度である。本市においても田畑等からの宅地造成に伴う届出がなされるものの、これまで田畑等でのみ使用されていた土地において有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられ、汚染の恐れがある土地を効率的に調査する観点からは届け出対象外とすることが望ましい。

各府省からの第1次回答

一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の搬出や形質変更に伴う汚染の発生契機となることから、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届出を行い、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、調査をさせて、その結果を報告すべきことを命ずることとしています。

平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（中央環境審議会）において、「法第4条第1項の届出をして第2項の調査命令を受けてから調査に着手するというこれまでの手続の他に、前もって土壤汚染状況調査（地歴調査により汚染のおそれがないことが判明した場合については、試料採取等は不要。）を行い、その結果を届出時に報告する方法も選択できるよう制度に位置付けるべき」と答申されており、法改正を行ったところ。

保安林で行われる治山工事など土壤汚染のおそれが低い土地や環境影響評価法に基づく調査等で汚染のないことが明らかになっている土地については、地歴調査で把握を行い、土壤汚染状況調査結果を報告することが可能となり、手続きの迅速化が図られました。

なお、同答申において「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されており、引き続き、検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○改正法4条3項の規定に基づく手続の迅速化については、調査結果報告に係る手続を前倒して、調査命令に係る事務を省略するものであるが、そもそも本件のような汚染のおそれが考えにくい土地における形質変更について、調査命令を発出する可能性は極めて低い。また、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出が必要となることは変わらず、改正法による効果は無いものと考えられる。

○特に、栃木県から提案した、保安林内で行われる治山工事については、保安林が水源のかん養等を目的とするものであり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されていることから、人為的な土壤汚染が発生する可能性が極めて少ないものと考えられる。

○また、自然由来の土壤汚染については、治山工事の目的が「土砂の流出防止」「飛砂・落石の防止」等であり、大規模な掘削を伴わず、むしろ現況の山腹斜面や溪岩・溪床を維持・安定化するものであることから、法第4条の規定に基づく届出の現行の適用除外項目と同様に、仮に土壤汚染が存在しても拡散するおそれが小さい

ものと考えられる。

○一方、例えば、①環境影響評価法に基づく調査を実施しているもの、②土壤汚染対策法に基づき過去に調査を実施し、汚染の無いことが明らかになっているもの等についても同様に、それぞれの制度において環境の保全に十分配慮がなされていることや汚染の無いことが確認されていることを客観的に判断することが可能であり、届出の対象外として支障が無いものと考えられる。

○したがって、栃木県としては、これらの行為については同条の規定に基づく届出が不要な行為とするよう、引き続き検討をお願いしたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の実現を求める。

ただし、保安林内の治山工事など自然由来の土壤汚染等の影響も含め、届出対象外とできる場合について、早急に検討を行うこと。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○今般の法改正については、調査結果報告に係る手続きを前倒して、届出後の調査命令に係る事務を省略できる選択肢を用意したものと理解するが、

・そもそも本提案のような汚染のおそれ考えにくい土地における形質変更について、調査命令が発出される可能性は極めて低いこと

・調査は指定調査機関に行わせる必要があり、一定の期間や新たな費用負担が発生するものであること

・届出後30日間は工事に着手できない点は変わらないこと

を踏まえると、事業者が当該手続きを広く利用するとは考え難く、本提案に対応しているものとはいえないのではないか。

このため、中央環境審議会の答申で示されている方向を踏まえつつ、客観的に汚染のおそれがないとわかる土地を届出の対象外とすることについて、本件の提案団体・共同提案団体を始め地方側の意見を広く吸い上げながら、幅広く検討すべきではないか。

○1次ヒアリングで回答いただいたとおり、保安林での治山工事については、都市計画区域外の土地などを届出対象外とすることを平成30年中に検討する際に、合わせて積極的に検討いただきたい。

○既存の知見により汚染の無いことが確認できている土地については、確かに任意調査であれば、その結果が妥当かどうか都道府県知事が判断する仕組みが必要である点は理解するが、

①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染の無いことが明らかになっている土地

②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地

などであれば、改めて都道府県知事による判断や指定調査機関による地歴調査を行わずとも、汚染のおそれがないことは客観的に明白であるため、届出の対象外とすることを積極的に検討できるのではないか。

各府省からの第2次回答

平成28年12月12日付け「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」（中央環境審議会）において、「都市計画法の都市計画区域外の土地など有害物質使用特定施設等が過去に存在した可能性が著しく低いと考えられる土地に関する届出は、汚染のおそれがあるところを効率的に調査する観点からは過剰であることから、届出対象外とすることを検討すべきである。」と答申されていることから、引き続き、ご提案の趣旨を踏まえつつ、中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会において検討してまいりたい。

なお、①環境影響評価法や土砂条例など他の制度で定められた調査で汚染の無いことが明らかになっている土地及び②近年において一度、法4条届出により汚染のおそれがないと判断している土地などについては、届出の対象外とすることを御提案いただいているところであるが、調査以降に汚染の状況に変更がある場合等も考えられ、一律に汚染のおそれがないことを客観的に判断することは困難であるため、都道府県知事は、届出に基づき、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるかどうかを判断し、そのおそれがあると認めるときは、調査命令をかける仕組みとする必要がある。

6【環境省】

(4) 土壤汚染対策法(平 14 法 53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)については、汚染のおそれがある土地を効率的に調査する観点から、通常人が踏み入らない保安林において行われる治山工事や、環境影響調査など既存の知見により汚染のないことが明らかで、一定の条件下で届出時点においても汚染のおそれがないことが担保されている土地の形質変更など、客観的に汚染のおそれがないと判断できるものを当該届出の対象外とすること、及び既存の知見により汚染のないことが明らかになっている場合など都道府県等が汚染のおそれがないと速やかに判断できるときは当該都道府県等の判断で届出後 30 日を待たずに工事着手を認めることについて、都道府県等の実態把握や意向調査を行った上で検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

66

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。

両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。

両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。

また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。

都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。

【参考】

■経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画)

■経営革新計画

事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。

また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。

【移譲に際しての懸念と対応策】

経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同

指針に基づいて認定を行うことが可能であるとする。

【参考】

■認定件数(H28.7～H29.2)

全国 16,146 件（経産省 12,738 件、国交省 1,225 件、農水省 1,127、厚労省 566 件、国税庁 167 等）
うち広島県 419 件

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成 28 年 7 月より制度を開始し、1 年間で約 24000 件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。

各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後 1 年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に務めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものとする。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。

本提案は、「経営力向上計画」と「経営革新計画」が、中小企業等経営強化法に基づき定める計画であり、数値目標や支援措置等において共通点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による中小企業者等の成長促進のため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。

なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な知見に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であるとする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。

各府省からの第 2 次回答

事業分野別指針については、関係省庁が緊密に連携しながら PDCA サイクルを実効性ある形で確立し、最新

かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会付帯決議でも求められていることから、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があり、これを確実に担保するためには、都道府県への委譲(手挙げ方式を含む。)ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり国で認定を行うことが適当と考える

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和

提案団体

愛媛県 【共同提案: 広島県】

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地域グリーンニューディール基金事業に係る補助対象財産の財産処分における補助金返還要件の緩和

具体的な支障事例

・県の補助金を活用して省エネ設備を導入した事業者(ホテル事業)が、その後、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により義務付けられた耐震診断を受診した結果、耐震性がぜい弱であり、補強箇所が多数にのぼることが判明したため、やむを得ず建築物の建替えを決定した。

・県の補助金は国の補助金を原資にしていること、また、導入した設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過していないことから、その一部について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び環境省の財産処分承認基準に準じて、譲渡、廃棄等の財産処分、補助金返還を行わなければならない事例が発生した。

・本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、民間建築物の所有者に対し、建替えや耐震改修の費用等の補助を実施しているところであるが、今後も国の補助を受けた建築物や設備の財産処分を行わなければならないケースが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

財産処分に当たっての補助金の返還について弾力的な運用が認められることで、防災・減災対策を重点施策として位置づけ取組みを実施している本県にとって、建築物耐震化の一層の促進が図られる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第22条
所管行政庁の補助金等に係る財産処分承認基準(通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県、福井市

○グリーンニューディール基金には、対象施設が地域の避難所であることという要件があるため、将来的に防災拠点としての役割を担っていく上で、耐震診断による施設の改修等に伴う財産処分は多いに想定される。

各府省からの第1次回答

・地域グリーンニューディール基金（以下「GND基金」という。）事業により取得した財産の処分の制限については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「平成 21 年度地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱」、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」及び「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下これらを「適正化法等」という。）において取扱いが規定されている。

・GND基金の運営主体である貴県において、財産処分を含む補助金の執行については適切な対応をお願いしているところであるが、貴県の補助金は国の補助金を原資にしており、GND基金事業により取得した財産の処分は適正化法等に基づき制限されるべきであり、ご提案のような事案についての補助金返還要件の緩和は困難である。

・なお、建築物の建替えに伴い、GND基金事業により導入した設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合には、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」第3の2.（1）オ.（イ）に該当するものとして、国庫納付の条件を付さずに財産処分を承認するものとし、補助金の返還は要しないものとする。

・環境省としては、引き続き補助金等に係る予算の適正な執行に努めて参りたい。

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（抜粋）

第3 国庫納付に関する承認の基準

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

（1）国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

オ. 次に該当する取壊し等

（イ）老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合は、補助金返還不要とのことであるが、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下「承認基準」という。）第 3 の 2.(1)オ.(イ)は、文言上、設備ではなく施設に限定されている。返還不要の根拠を明確にするため、承認基準に設備も対象である旨明記していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第 2 次回答

「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準」（以下「承認基準」という。）第3の2.（1）オ.（イ）において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備も対象である旨の明記については、今後改正の機会を捉まえて、適切に対応してまいりたい。

また、承認基準第3の2.（1）オ.（イ）において、建物の建替えに伴い、補助対象設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、解釈として含まれる旨の事務連絡を関係機関に対して発出し、その周知を図ってまいりたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【環境省】

（6）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

環境省所管の国庫補助事業等により取得した設備の財産処分については、当該設備を設置する老朽化した建物の建替えに伴い、当該設備と同様の効果を発揮する代替設備を設置する場合も、環境大臣が国庫納付に関

する条件を付さずに承認する場合に含まれることを、地域グリーンニューディール基金事業等を実施した地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

あわせて、上記の解釈を明確化するため、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平 20 環境省)を改正し、地方公共団体に平成 30 年夏までに通知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

167

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

大気汚染防止法による県の情報提供要求権限の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法に、都道府県についても国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨を規定すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

大気汚染防止法では石綿排出等作業の発注者に対し、都道府県知事への届出を義務付けている。また、同法では、国や都道府県は法律の目的を達成するため必要があると認める時に、必要な資料や説明を関係自治体に求めることができるとしている。しかし、国は求められる資料等に制限がないが、都道府県は限定列举されたものだけである。

【支障事例】

各自治体が定める個人情報保護条例の中には、法令に定めのない場合について個人情報の目的外利用を制限している場合がある。

本県では大気汚染防止法の石綿に関する届出漏れを防ぐための独自の取組として、石綿含有建材の有無について記載がある建設リサイクル法の届出情報の提供を年間 1,200 件程度、一部の特定行政庁(建設リサイクル法の届出が権限移譲されている市の一部、詳細は別紙参照)に求めている。しかし、個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと判断され情報提供を拒否される可能性がある。情報提供を拒否されると届出漏れの把握に支障が生じる。

また、国は特に制限なく情報提供依頼の権限があるにもかかわらず、都道府県の権限は制限されており地方に対する過度な規制であると考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県も国と同等に関係行政機関への資料提出の要求等ができる旨が大気汚染防止法に規定されれば、確実に無届工事を探知でき適切な作業を指導できる。これにより、石綿排出等作業からの石綿飛散を未然防止でき県民の健康を守ることができる。

根拠法令等

大気汚染防止法 第 18 条の 15(特定粉じん排出等作業の実施の届出)、第 28 条(資料の提出の要求等)
建設リサイクル法 第 10 条(対象建設工事の届出等)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○【制度改正の必要性】民間建築物におけるアスベストの使用状況の把握について、各自治体を持つ情報の提供を依頼する場合、法令に定められていないと別途協議は必要であったり、今回の提言と同様に個人情報保護条例により提供が認められない場合が生じることが懸念される。今後、アスベストを含有した建築物の解体等の増加が見込まれることから速やかな情報の収集のために自治体の資料の提供について制度に盛り込む必要がある。

各府省からの第1次回答

大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制に関し、同法による規制等を円滑に実施するために必要であれば関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることを旨を明らかにするものであり、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、特定粉じん排出等作業の届出が行われた工事に係る資料の送付に限定されているものではありません。従って、制度改正は必要ないものと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案について、現行法令において支障はないとの回答であるが、以下の2点について支障があると思う。

1 都道府県知事がその役割(措置権限)に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第2項であるとのことである。

同様に、環境大臣がその役割に応じた資料の提出の要求等ができると規定したのが法第28条第1項であると思われる。

しかし、2項と1項を対比してみると、都道府県知事がその役割に関する限定列举されたものしか資料の提出の要求等ができないのに対し、環境大臣は法に関わることであれば制限なく資料の提出の要求等ができると読み取れる。

環境大臣が制限なく資料の提出の要求等を行えるのであれば、法の目的を達成するため、都道府県知事も同等の権限を持つべきである。

2 特定粉じん排出等作業の届出漏れを防止するために、建設リサイクル法の届出情報(工事ごとに特定粉じん排出等作業の有無が混在)を得ることが法第28条第2項において認められているとのことである。

そうであれば、混在している特定粉じん排出等作業がない建設リサイクル法の届出情報を要求することは、法第28条第2項にある「状況等」の「等」で斟酌することになると思われるが、そのように拡大解釈ができるのか疑わしく、情報提供を拒否される可能性がある。

実際に個人情報保護条例の規定により法令に定めがないと指摘を受けたこともあり、広く一般に拡大解釈が可能であると理解されているとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、法改正すべきと考えるが、改めて見解を示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

大気汚染防止法第28条第2項の規定は、都道府県知事が、法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県知事が措置権限を持つ特定粉じん排出等作業等の規制を円滑に実施するため、関係行政機関等に協力を求め、あるいは意見を述べることを旨を明らかにするものです。このため、「特定粉じん排出等作業の状況等に関する資料の送付その他の協力」は、法律の目的を達成するため必要があれば広く求めることができると考えられるため、建設リサイクル法に基づく解体等工事の届出の情報は同規定に含まれると解釈して差し支えありません。この解釈については、通知により都道府県に周知することとします。

従って、本法律の改正は必要ないものと考えます。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【環境省】

(1) 大気汚染防止法(昭 43 法 97)

都道府県知事が関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して行う資料の提出の要求等(28 条2項)については、この法律の目的を達成するために必要と認めるときは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平 12 法 104)に基づく解体等工事の届出の情報についても、同項に基づく要求が可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

247

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂の廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「浄水場の沈殿池より生ずる汚泥」は、全て「産業廃棄物」として処理することとされているが、沈砂池や着水井などで発生する浄水処理(薬品投入)前の土砂(川砂)について、廃掃法上の「廃棄物」の対象からの除外を求める。

具体的な支障事例

静岡県企業局富士川浄水場では、河川から取水を行い、浄水処理後に工業用水として配水している。現在、浄水場で発生する土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項通知」により、河川からの取水後、着水井に自然沈下する浄水処理(薬品投入)前の土砂も含めて「産業廃棄物」の「汚泥」とされている。このため、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

工業用水道事業は、受水企業からの給水料金で費用を賄う独立採算で運営をしている。このため、浄水処理(薬品投入)前の土砂を「産業廃棄物」の対象から除外することにより、費用が削減され、地域経済を支える受水企業へ安価で安定的な工業用水の供給が可能となる。また、建設発生土と同様の扱いとなるため、土地造成等の材料として、有効利用の可能性が広がる。

※富士川浄水場の沈砂池・着水井の汚泥に係る

- ①現在の産業廃棄物としての処理費用、
- ②①を廃棄物ではない建設発生土として処理する費用(試算)、
- ③差額(②-①)

は以下のとおり。

- ① 産業廃棄物処理費: 130,000 千円/年
- ② 建設発生土処理費: 20,800 千円/年
- ③ 差額: Δ 109,200 千円/年

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律2条4項1号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について第一 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

○本市においても浄水施設において着水井・接触池、河川取水施設において導水路、沈砂池と処理薬品の注入前に土砂が沈降する施設がある。一定期間の堆積をみて定期的に浚渫を行っているため、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されると処理費用を低減することができる。

○静岡県企業局と同様に本県（企業庁水口浄水場）でも、浄水過程で薬品が投入される前の土砂は、通常の河川の土砂と同じであるにもかかわらず「産業廃棄物」の「汚泥」となり、処理に多額の費用を要している。取水口および取水管については隔年に、沈砂池等については毎年清掃を実施しており発生する土砂（川砂）が産業廃棄物から除外された場合の処理費用（試算）は以下のとおりであり、安価で安定的な用水の供給が可能となる。

①産業廃棄物処理費：715 千円/年

②建設発生土処理費：114 千円/年（静岡県の試算例による）

③差額：△601 千円/年

○当市公営企業局市之井手浄水場では、河川から取水を行い、上水道としての浄水処理を行っている。浄水処理で発生する汚泥は全て産業廃棄物扱いで処分しているが、河川からの取水後、沈砂池に自然沈下する浄水処理（薬品投入）前の土砂については、通常の河川の土砂と同様であることから、規制緩和により、廃掃法上の「廃棄物」の対象から除外されることで、処分費用が削減でき、水道事業経営への負担も軽減できることから、制度改正は必要である。

○本県企業局（北部管理事務所）においては、5年毎に沈砂池の土砂除去を行い、産業廃棄物として中間処分（無機汚泥）しており、処分経費は1年あたりに換算した場合、約1,000千円/年となっている。経費削減が見込まれるため、提案団体の意見のとおり改正すべきと考える。

各府省からの第1次回答

廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解している。

このため、浄水場において発生する土砂が廃棄物に該当するか否かについては、都道府県等において総合的に勘案し判断して差し支えない。

なお、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの」は廃棄物処理法の対象とならないものである。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日環整43号、改定昭和49年3月25日環整36号）通知より

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・浄水場発生土のうち浄水処理前に発生する土砂は、環境省回答のなお書きのとおり「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」と同様に廃棄物処理法の対象外と考える。

・しかし、昭和46年10月25日付環整第45号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（以下「留意事項通知」とする）では、無機性汚でいの代表的なものとして「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」が例示されているため、本県のみならず他県においても「薬品投入前の土砂」を産業廃棄物として処理せざるを得ない状況にある。

・このため、「薬品投入前の土砂」が廃棄物処理法の対象外であることを明確にするため、留意事項通知の改正を求める。

（現行）「浄水場の沈でん池より生ずる汚でい」

↓

（例）「浄水場の薬品投入後に生ずる汚でい」

又は

「浄水場の沈でん池より発生する汚でい（土砂に該当するものを除く）」

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を行うこと。

なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

一次回答にあるとおり、廃棄物の該当性の判断については、都道府県等が物の性状、排出の状況、通常の実取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行っているものと理解しているが、本提案を踏まえ、上記見解を改めて周知することを検討する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【環境省】

（2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）

（i）廃棄物（2条1項）の該当性の判断については、浄水場において発生する土砂であっても直ちに産業廃棄物の汚泥に該当するものではなく、「行政処分の指針について」（平25環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等で示されている、地方公共団体が物の性状、排出の状況、通常の実取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して行うものであることを地方公共団体に平成30年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

重点事項通番:38

管理番号

252

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

国定公園の公園計画変更に係る事務権限の移譲

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

国定公園の公園計画の変更について、既に公園計画に位置付けられている施設の業態変更等軽微な変更の場合について、計画変更の判断権限を移譲していただきたい。
また、国の関与を残すにしても、軽微な変更の場合には、原則として自治体の判断を尊重し、速やかに計画変更する制度構造に改めていただきたい。

具体的な支障事例

本県の国定公園では、水族館(公園事業)として建設が認められた施設が経営の抜本的な見直しを余儀なくされ、修繕程度では利用者を伸ばす見込みがなく、経営譲渡すらままならない状態にある。
現行制度上、公園計画に記載された業態以外の施設の建設は規制があり、また、現行の公園計画に位置づけられていない他の公園事業を行う場合は、国の公園計画の変更が必要となる。
そのため、本県において、民間事業者を勧誘し、水族館の業態変更を含め施設の再建を図ろうとしているが、施設の増築・建替えや現行の公園計画に位置付けられていない公園事業への業態変更を視野に入れると、県の公園事業の変更のみならず、半年以上の時間を要する国の公園計画の変更が必要となることから、事業開始の可否が見込めず、再建に興味を持った2社の民間事業者から、企画の段階で投資を断念されてしまった。
計画変更に関し県と国の判断がそれぞれ必要とされ、機動的な対応が難しい現行のままでは、経営危機にある施設を再建するための投資を呼び込むことが極めて難しく、最終的には当該建物が廃墟となって、国定公園の景観を阻害する建物となる恐れもある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既に公園計画に位置付けられている施設の業態の変更の程度が軽微な場合の公園計画の変更について、都道府県に決定権限を委ねる又は速やかな計画変更が可能な制度構造に改めることで、国定公園における空き施設問題の解消や地域の魅力を発信するための時宜を得た事業展開を進め易くなり、国定公園の景観の保護や一層の利活用の推進に資する。

根拠法令等

自然公園法第7条第2項、第8条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県

○軽微な変更の場合、速やかに計画変更する制度構造となることにより、事業展開を進め易くなり、また景観の保護や一層の利活用の推進に資する。
○千葉県の場合は事務の迅速化に資すると考える。

各府省からの第1次回答

具体的な支障事例として、2社の民間事業者から企画の段階で投資を断念されてしまった点をあげられておりますが、7/11に実施された提案団体からの集中ヒアリングを踏まえると、提案団体において国定公園に係る公園計画の変更手続に要する時間が要因であるかどうかは定かでなく、また、公園計画の変更に要する時間については、申し出から決定まで半年程度で処理できる体制が既に整えられているところです。この点については、平成27年度の提案募集においても回答しております。
さらに、本件については、公園計画の変更以外の対処方法も考えられると想定され、具体的な対応方針については、積極的に国としても提案団体に助言していきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業再建に向けて観光施設に対する投資に興味を示した民間事業者(2社)は、既存の施設が国定公園内にあり、施設計画において水族館の位置づけがあったため、所定の手続を経て着工するまでの期間が見通せず、投資案件として忌避された。
現在の制度運用上では、公園事業計画の変更に係る期間は半年程度とされているが、事前協議を経て正式に提出・受理と進むのが通例で、可否判断の基準が示されていない状態では、この段階でも所要時間の見通しが困難であり、さらに、計画変更決定は環境大臣の所管となるため、2段階の了解を得る必要があり、投資企業から見れば進捗状況が見えない状態になる。
リゾート開発の場合は、事業企画、土地所有、施設建築、営業戦略、現場運営などの業務を種別ごとに別企業での分担が多く、不動産に関する見通しの不透明さゆえ、この事業チームの構築ができない。(仕事が始まる時期が分からず、人材の確保も融資計画も手を付けられない)
国定公園内の手付かずの自然環境に変更を加えることに慎重であることは当然だが、既に施設が建設されている区画にあっては、廃墟化による景観・雰囲気等の悪化がもたらす国定公園の魅力の毀損こそ防ぐ必要があり、国定公園の魅力を担保するためにも老朽施設の更新が円滑に行われる条件整備が必要になる。
現実的な方策として、既存施設の立地する区画において施設の改築を行う場合、用途に本質的な変更がない軽微な案件(既設のホテル・水族館などは観光系の集客施設であるが、自然公園法施行令に規定のある他の集客施設に変更し、増築・建替えするケース等)は、公園の管理・運営を行う都道府県知事の判断に委ねるようにはしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
手挙げ方式による検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○提案団体は、既存施設の増築又は建替をして、かつ、現在は公園計画に未記載の「公園事業となる施設」(施行令1条に規定する施設)への業態に変更(例:水族館から博物館)する場合、国定公園の公園計画の変更が必要であると認識している。国定公園事業の付帯施設の設置について柔軟な運用を認めていても、現行の制度及び運用上は、変更する業態によっては公園計画の変更が必要となるのではないかと。
○一次ヒアリングでは、既存施設を公園計画に未記載の業態に変更する場合でも、位置を変えず、規模も大きく変えないのであれば、県の許可で対応できる旨の発言があったが、利用しやすくするために当該施設を増築又は建替して業態変更する場合は県の許可だけでなく、公園計画の変更が必要になるのではないかと。
○民間事業者との交渉では、様々な業態への変更を選択肢として検討する必要がある。業態によっては公園計画の変更が必要であり、国の審査が半年程度かかるだけでなく、国の了解獲得の不確実性も交渉のネックとなっている。その結果、企画の段階で民間事業者は投資を断念している。現行の制度及び運用では対応できない明確な支障が生じているのではないかと。

○国定公園は県が既存施設の再建や観光客誘致のための投資の呼び込みなどに苦慮している実態を踏まえれば、付帯施設の設置について柔軟な対応を認めているのと同様に、既存施設の増築又は建替をして①景観や環境に与える負荷が既存施設と同水準となる場合や、②比較的類似の施設へ業態変更する場合(例:水族館から博物館・植物園等、令1条の同号に定められている施設への業態変更など)については、自然環境等への影響が軽微なものとして、公園計画の変更を不要とするなどの柔軟な対応を可能とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○ 今回の事例に関し、公園計画における事業種の変更の柔軟化に関するご指摘については、一定の合理性があるものとする。他方、公園計画上の整理は、全国の国定公園にも影響するため、運用を変更する場合には、不適切な状況が生じないよう、その他の地域の事例も踏まえた検討が必要である。

○ 例えば、自然公園法では、優れた自然の風景地の保護と適切な利用の両面を目的としているところ、海岸の優れた自然が評価された国定公園において、水族館を博物館等の事業種へ変更する場合、その変更による風致景観や環境に与える影響が同程度であっても、博物館は多様な種類のものが考えられることから、その沿岸域の公園の自然と全く関係の無い文化的な博物館では、当該公園の優れた海岸地域を活かした利用にそぐわない可能性も考えられる。このため、公園計画段階で各事業種をどのように区別することが適切かは整理が必要である。

○ このような点を踏まえながら、今回の事例などにも柔軟に対応出来るよう、再検討の視点でも触れられている、令1条の同号に定められている施設への業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように扱うかについて、検討を始めてまいりたい。

○ なお、今回の千葉県の場合については、1次回答でもお答えした通り、公園計画の変更以外の対処方法も想定されますので、具体的な対応方針については、積極的に提案団体に助言してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(1) 自然公園法(昭32法161)

国定公園に関する公園計画の変更(8条2項)については、公園計画に基づく事業に係る既存施設の業態を変更する際に、都道府県による機動的な対応ができない場合があるという問題を踏まえ、全国の国定公園の事例や、都道府県の意見等を踏まえつつ、施行令1条各号の同一の号に定められている施設間の業態変更の場合に公園計画の変更を不要にすることの可能性なども含めて、公園事業となる施設の種類の公園計画においてどのように扱うかについて検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

重点事項通番:36

管理番号

277

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な污水处理施設であり、受け入れられる污水量に限りがある。

また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。

【支障事例】

多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。

ついては、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。

根拠法令等

- ・浄化槽法第2条第1項
- ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 厚生省通知)
- ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日 建設省通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大村市

○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。

各府省からの第１次回答

【国土交通省・環境省】

H12.3.31 の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定行政庁や各自治体の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定行政庁や各自治体の環境部局の判断により実施できる。この旨、各都道府県に対し、今年度中に周知する。

また、この度の要望を踏まえ、各特定行政庁や各自治体の環境部局の判断に資するよう、提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くなどの協力も得つつ、施設の処理性能と事業場からの排水の水質等の技術的データを収集し、処理できるかどうかの技術的な検討を行い、検討の結果、排水の処理が可能であることが明らかとなった場合、通知等により周知する。

これらについては、来年度中の通知の発出を目途に、データの収集や、技術的な検討を進めていく予定である。

【農林水産省】

平成 12 年厚生省通知及び建設省通知の性格は、浄化槽法第2条及び建築基準法施行令第32条第1項に示す雑排水の取扱いに係る技術的助言であり、そもそもいかなる雑排水を尿尿と併せて農業集落排水施設において処理するかに係る個別の判断は各自治体の建築部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自治体の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。

なお、提案団体より要望のあった業種からの事業排水を農業集落排水施設において処理することについては、各自治体の判断に資するよう、浄化槽法を所管する環境省及び建築基準法を所管する国土交通省が中心となり、農業集落排水事業を所管する当省も協力した上で、来年度中を目途に技術的な検討が行われる予定であり、当該検討の結果に基づき、環境省及び国土交通省から、通知等により周知されるものと認識している。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省からの回答は、本県及び多可町が提出した支障を解決するものである。

今後、農業集落排水処理施設において処理できる業種の技術的な検討が行われることとなるが、早期に検討結果を周知いただきたい。

検討に当たっては、本県及び多可町としてもデータ提供等をしていきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

（再検討要請なし）

各府省からの第2次回答

—

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【環境省】

(3) 浄化槽法(昭58法43)

(i) 浄化槽におけるし尿と合併して処理することができる雑排水(2条1号)の取扱いについては、「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平12建設省)及び「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平12厚生省)は、排水の性状及び特性から、雑排水として扱っても支障がないことが明らかな業種を技術的助言として通知したものであり、事業場からの排水が浄化槽において処理することができない特殊な排水(2条1号)に該当するか否かについては、地方公共団体が判断するものであることを、地方公共団体に平成29年中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

[措置済み(平成29年11月20日付け国土交通省住宅局建築指導課通知、平成29年11月20日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室通知)]

(ii) あわせて、地方公共団体の判断に資するよう、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等の業種について、浄化槽の処理性能や事業場からの排水の水質等のデータを収集し、技術的な検討を行った上で、浄化槽において処理しても支障がないことが明らかとなった場合には、その結果を地方公共団体に平成30年度中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

狩猟免許を受けていない農林業者による鳥獣の捕獲許可の要件緩和(はこわなの追加)

提案団体

兵庫県、三田市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

地方自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を受けた農林業者が、農林業被害の防止のため自らの事業地内に設置する「はこわな」による狩猟行為を許可対象とすること。

具体的な支障事例

【現状】

狩猟免許保持者の高齢化や減少が進んでいるなか、鳥獣による農林業被害等が深刻化している。平成23年度には、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改正され、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合等には、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができるようになった。

【支障事例】

三田市では、市被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊のわな班の隊員は6名であり、市内全域でのわな管理が困難であることから、農林業被害の防止を目的とし、囲いわなを使用した鳥獣捕獲を農業集落に対して許可している。しかし、囲いわなは狩猟免許を所持している者が経験に基づき資材から作製するケースが主であり、狩猟免許所持者がいない集落や狩猟免許所持者に鳥獣捕獲を委任できない集落では、農林業被害防止対策として鳥獣捕獲に取り組めないでいる(三田市内95農業集落のうち、捕獲依頼がある被害集落は47集落があるが、20集落が上記の理由等から捕獲に取り組めていない)。一方で、はこわなは狩猟免許を受けていない農林業者でも組立や設置が容易であるため、有効な農林被害対策となるものと考えられる。

なお、許可対象となる囲いわなと比べ、はこわなは人身事故の安全性の確保や錯誤捕獲等の対応に課題があり、許可対象となっていないと承知しているが、それらの危険性は集落の周辺状況など地域の実情に応じて異なることから、自治体が必要に応じて狩猟知識や捕獲技術に係る講習等を開催することで対応すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

はこわなを活用した鳥獣捕獲に取り組む農業集落が増え、農林業被害の軽減につながる。

根拠法令等

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針Ⅲ第四2-3(2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、高松市

○当市では、鳥獣被害対策実施隊により、市被害防止計画に基づく被害防止施策として、わな免許を持っている隊員からわな捕獲を実施している。わなを設置した際に、錯誤捕獲の防止や安全管理のためにわなの見回りを実施しているが、被害報告によるわなの設置数の増加により、見回りの負担が増加していることが、現場の隊員の活動を圧迫している。そのため、隊員だけでなく農林業者自らが、はこわなを設置し、管理することで、さらに有効な農作物被害対策につながるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

下記のとおり、現行において対応可能である。

「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)(平成28年10月環境省告示第100号)に基づき※1、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準において、鳥獣保護管理法第9条に係る許可対象者は、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、下記に該当する場合等は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができるとしている。

法人(地方公共団体、農業協同組合等※2)に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

上記による許可は、既に都道府県知事許可52件、市町村長許可316件(いずれも平成26年度実績)の実績があり、全国で活用されているところである。

例えば、県知事が市に対し、専門家によるイノシシ捕獲技術の研修並びに安全確保及び集落ぐるみの取組手法についての講習会の受講、補助者全員の集落活動を対象とした保険への加入等を条件に、狩猟免許をもたない地元農家が補助者となり、狩猟免許を有する者の監督の下、はこわなを用いてイノシシ、シカを捕獲することを許可した事例がある。

今後も、上記取扱いに従い、適切に運用されるよう都道府県担当者の説明会等において周知していく。なお、上記取扱いのチラシや基本指針は環境省HP上(<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort5/effort5.html>、<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html>)に掲載している。

※1上記取扱いは平成23年9月環境省告示第59号による基本指針の一部改正以降の基本指針に掲載されている。

※2 国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境大臣の定める法人(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省の回答では、農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、囲いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由が明らかになっていないので、ご教示いただきたい。その理由が安全性の確保や錯誤捕獲の防止であるならば、次の要件を満たすことができれば、許可対象となるよう制度を見直していただきたい。

- ・狩猟免許所持者と随時連絡が取れる体制の構築
- ・捕獲技術、安全性等の確保のための講習会や研修の受講
- ・止めさし等の行為は鳥獣被害対策実施隊等、狩猟免許保持者が実施
- ・地域の関係者と十分な合意形成

なお、一定の条件を満たした法人に対する許可に当たっては、狩猟免許不所持者も許可対象とすることが可能とのことだが、環境省の通知によると、狩猟免許保持者が従事者に含まれていることが不可欠であり、狩猟免許不保持者は捕獲に補助的な従事のみで、はこわなの設置や止めさしは狩猟免許所持者が主体的に行うこととされている。そのため、狩猟免許所持者が少ない地方自治体や法人では、農林漁業者が行うような対応が事実上困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

御指摘の「農林業被害の防止の目的で狩猟免許を受けていない農林業者が自らの事業地内において実施する場合、囲いわなは許可対象となる一方、はこわなは対象外となる理由」については、貴見のとおり、安全性の確保等の理由により、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成28年10月環境省告示第100号。以下「基本方針」という。）Ⅲ第四2-3(2)3)に係る囲いわなと同様の要件により、はこわなを許可対象とすることはできない。なお、御指摘の要件の追加によるはこわなの許可対象への追加意見については、当該要件は基本方針Ⅲ第四2-3(2)4)の要件と同内容であることから、現行において対応可能であり、現行制度の活用により対応いただきたい。

また、御指摘の一定の条件を満たした法人に対する許可における狩猟免許を受けていない者（以下「不所持者」という。）の扱いについては、基本的には、狩猟免許を受けている者（以下「所持者」という。）の立会いによる監督下で、不所持者がわなの設置を行うのが望ましい。ただし、例えば、不所持者が、所持者の監督下において、わなの設置に係る十分な経験や実績を積んでおり、かつ、連絡を受ければ所持者がいつでも駆けつけられる場合等、所持者による立会いと同等の状況下と考えられる場合に不所持者がわなの設置を行うことも、許可対象として認められるものと解して差し支えない。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【環境省】

（5）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

シカ、イノシシ等の鳥獣の捕獲等の許可（9条1項）については、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平28環境省告示100）に基づき、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合であれば、当該法人が開催する講習会の受講や地域の関係者と十分な調整を図ること等を条件に、狩猟免許を有する者の一定の監督の下、狩猟免許を持たない農林業者がはこわなを用いてシカ、イノシシ等を捕獲できることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。